

現 場 説 明 書 静岡県教育委員会教育施設課	
説明日時・会場	現場説明は行いません。
工事名	令和8年度〔第38-Z5006-01号〕御殿場高等学校本館トイレ改修工事
工事場所	御殿場市御殿場 地内
工期	令和9年3月15日限り (完成までの間に設備の試運転調整等に要する期間を確保すること。)
県議会の議決	本工事の契約には静岡県議会の議決を要しない。
債務負担	無
関連工事	- 御殿場高校屋上防水工事（仮称）（10月着手予定 工期3ヶ月程度） - 御殿場高等学校内装改修工事（仮称）（12月着手予定 工期7ヶ月）
現場作業の着手	契約締結後速やかに、実施工程、現場組織、安全管理及び仮設計画等を含めた総合施工計画書を監督員へ提出し、工事計画の承諾を得たのち着手すること。
契約前の提出書類	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象となる場合は、入札後、契約書作成までの間に契約担当者へ提出すること。
契約直後の提出書類	受注者は、契約締結後所定の期日以内に次の書類を作成し監督員を通じ、それぞれ提出すること。 1 工程表（2部10日以内） 2 主任技術者等通知書（2部10日以内） 3 請負代金内訳書（1部10日以内） 4 工事カルテ受領書（CORINS）の写し（1部10日以内） 5 建設業退職金共済制度等の掛金納入書（1部30日以内） 建設業退職金共済制度等の証紙購入時に金融機関が発行する発注者用「掛金納入書」 6 火災保険その他損害保険加入届出書（1部加入後直ちに） 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を火災保険その他の保険（解体工事にあつては、契約期間が含まれる法定外の労災保険等）に付し、その証券を遅滞なく提示すること。（保険期間は工期＋14日程度）
下請関係	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱を遵守すること。 施工体制台帳は、施工体制台帳、再下請通知書及び施工体系図よりなるものとし、次のとおり整備及び提出すること。（以下の様式は、「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて」に示すものとする。） 1 施工体制台帳（様式は第2号に示すもの、又はこれに準拠するもの及び作業員名簿（様式は第6号に示すもの、又はこれに準拠するもの）を含む。） 受注者が、その建設工事の一部を他の建設業者に請負わせて施工する場合に作成すること。 2 再下請通知書（様式は第3号に示すもの、又はこれに準拠するもの及び作業員名簿（様式は第6号に示すもの、又はこれに準拠するもの）を含む。） 下請契約における受注者が、その請負った建設工事の一部をさらに他の建設業者に請負わせて施工させる場合に作成すること。 下請契約が数次にわたる場合には、順次上位の請負人を經由して受注者へ提出させること。 3 施工体系図（様式は第4号に示すもの、又はこれに準拠するもの） 受注者が下請契約台帳及び再下請契約届出書に基づき作成するとともに工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。 4 提出の方法 二次以下の下請契約についても請負代金を明示した下請契約書の写しを添付すること。
工事工程月報の提出	受注者は、工期が1月を超える建設工事については、毎月10日までに建設工事執行規則様式第10号による工事工程月報に前月末における建設工事の進ちょくの状況を記載し、契約担当者に提出しなければならない。
完成時の提出書類	- 完成届（2部） - 支払い請求用完成写真（1冊、A4判工事写真台紙2枚程度）

引渡し時の提出書類等	原則下記によるが、提出書類、部数等の詳細は監督員との協議による。 ・ 引渡書（3部） ・ 工事関係書類（一式） ・ 工事写真帳（1冊、完成写真付）＊ ・ 完成図（A1又はA2サイズ二つ折製本1部、A3サイズ二つ折製本2部）＊ ・ 施工図（A1又はA2サイズ二つ折製本1部）＊ ・ 保証書（1部） ・ 各種検査合格証（2部） ・ 各種試験成績表（2部） ・ 機器完成図（2部） ・ 機器取扱説明書（2部） ・ その他説明書（保守・使用に関する指導案内書等）（2部） ・ 鍵類（明細一覧表共）（3本／組） ・ 予備品（一式） ・ 連絡表等、その他保守・使用に関して必要なもの ・ CD-R又はDVD-R（2部 ※電子納品特記仕様書による）
その他の事項	・ 週休2日推進工事の労務費補正：通期の週休2日（土日）Ⅱ型 補正なし ・ 週休2日推進工事の現場管理費補正：通期の週休2日（土日）Ⅱ型 補正なし ※静岡県週休2日推進工事（建築工事）特記仕様書〔完全週休2日（土日）Ⅱ型〕を参照 ・ 石綿含有事前調査については、以下のいずれかの要件を満たす者に行わせること。 また、要件を満たしていることが分かる書類を提出すること。 ①特定建築物石綿含有建材調査者 ②一般建築物石綿含有建材調査者 ③令和5年9月末までに（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者 1 仮設建物については、監督員と協議の上、決定すること。 2 工事期間中の工事に係る電気料金及び水道料金は、受注者の負担とすること。 3 特に注意する安全対策等 (1) 建設地における他工事と十分協議・調整・安全対策を行った上、工事着手すること。 (2) 資材搬入、工事車両出入り口には、一般交通の支障とならないよう配慮し、交通安全には万全を期すこと。また、周辺道路等を汚損することがないようにすること。 (3) 別途発注工事業者との連絡を綿密に行い、関連工事の調整を十分行うとともに、工事の安全及び進捗に支障のないようにすること。 (4) 各種法令を遵守すること。 (5) 工事による振動、騒音等の公害の発生防止に努め、近隣住民に配慮しながら工事を行うこと。 (6) 作業時間を遵守すること。 4 高度技術・創意工夫 高度技術・創意工夫の現場適用を積極的に取り組み、その実施状況を書面で報告すること。 5 官公庁申請資料等 官公庁申請資料等については、関係施工業者分の資料の内容を確認すると共に、協力して手続きを行うこと。 6 事故報告 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故発生報告書を監督員に速やかに提出すること。 また建設工事事故報告データベースに登録すること。 7 異常気象時の報告 異常気象時（大雨警報、暴風警報、大雪警報）及び震度4以上の地震発生時には、現場点検を行い速やかに監督員に報告する。 8 総合調整の時期及び方法等については、関係する設備工事受注者と協力して行うこと。 9 受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。 ※公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約 10 毎週土曜日を「一斉休工”ふじ丸デー”」と称し、県内の公共工事を一斉に休止する取組を行っています。趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。 11 資材の流通停滞等による工期延長については、静岡県建設工事請負契約約款第21条により適切に対応する。